

安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書

政府は、集団的自衛権の行使容認を盛り込んだ安全保障関連法案を第189回国会に提出しました。安倍総理大臣は、提出する前から、これらの法案を同国会で成立させると表明したばかりでなく、自衛隊法、周辺事態法、国連平和維持活動（PKO）協力法など、本来はそれぞれ丁寧に審議すべきである10法律の改正案を1つに束ねて提出し、審議を簡略化しようとしています。戦後70年間、平和憲法のもとで我が国が貫いてきた、海外で武力を行使しないという原則を大きく転換しようとしているにもかかわらず、国民への丁寧な説明や国会での徹底審議を避け、結論ありきで安全保障関連法案の成立を強行しようとする政府の姿勢は容認できません。

また、政府は、いわゆる新三要件により集団的自衛権の行使を認めるしていますが、この要件は便宜的、意図的なものであり、歯止めとなるものではありません。加えて、政府が集団的自衛権を行使して対応しなければならないとしている事例は、蓋然性や切迫性に疑義があり、その必要性が認められず、我が国に直接の武力攻撃がなくても自衛隊による海外での武力行使を容認することは、立憲主義に反した憲法解釈の変更であり、現政権が進める集団的自衛権の行使は容認できません。

さらに、安全保障関連法案には、国際平和のために活動する他国軍の後方支援の拡大など、武力行使との一体化につながりかねない内容や、自衛隊の海外派遣に対する国会承認の期日（7日以内）を努力義務にとどめるなど、国会承認を形骸化させかねない内容が盛り込まれています。しかし、政府には、憲法の平和主義、専守防衛の原則を堅持した上で、国民の生命や財産、我が国の領土や領海を確実に守るという観点から安全保障政策を構築する責任があります。

よって、国会及び政府は、安全保障関連法案に対する国民の疑問や不安を真摯に受け止め、成立時期にこだわらず、慎重かつ丁寧に国会審議を進めるよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年6月26日

枚方市議会議長 大 森 由紀子

〈提出先〉

衆議院議長

防衛大臣

内閣法制局長官

参議院議長

安全保障法制担当大臣

内閣総理大臣

内閣官房長官